

家畜人工授精所の開設の許可（家畜改良増殖法 第24条）

家畜人工授精所を開設しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、独立行政法人家畜改良センター又は都道府県が開設する家畜人工授精所については、この限りでない。

家畜人工授精所の開設の許可を与えない場合（家畜改良増殖法 第25条）

前条の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、与えない。

- 一 申請に係る施設が、家畜人工授精又は家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施するため必要な農林水産省令で定める構造、設備及び器具を備えていない場合
 - 二 申請者が、この法律、家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者である場合
 - 三 申請者が法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前号に規定する者がある場合
- 2 前条の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、与えないことができる。
- 一 申請に係る施設の設置の場所が風紀上不適當である場合
 - 二 申請者が、家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者（前項第二号に規定する者を除く。）である場合
 - 三 申請者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者（前項第二号に規定する者を除く。）である場合
 - 四 申請者が法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに規定する者がある場合

家畜人工授精所の構造、設備等（家畜改良増殖法施行規則 第35条）

法第二十五条第一項第一号の農林水産省令で定める構造、設備及び器具は、次に掲げるものとする。

- 一 構造 処理室を有し、かつ、家畜人工授精用精液を採取し、若しくは注入し、家畜体内受精卵を採取し、若しくは移植し、又は家畜体外受精卵を移植する場合にあつては、その場所が外部から見えないような囲障があるもの

二 設備 処理室が衛生的操作並びに家畜人工授精用精液又は家畜受精卵及び薬品の保管に支障がないもの

三 器具

イ 家畜人工授精を行う場合にあつては、その採取、検査、処理、保存又は注入に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

ロ 家畜体内受精卵移植を行う場合にあつては、その採取、検査、処理、保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

ハ 家畜体外受精卵移植を行う場合にあつては、家畜未受精卵の採取、処理、家畜体外授精、家畜体外受精卵の検査、処理、保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

ニ 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の保存を行う場合にあつては、その保存に必要な器具